

岩手地区まちづくり協議会

# 第6回総会議案書



岩手地区まちづくり協議会

# 岩手まち協・第6回総会次第

日 時 平成29年4月16日10時～

場 所 岩手地区まちづくりセンター

次 第

1. 開会のあいさつ
2. 会長あいさつ
3. 来賓祝辞
4. 資格審査
5. 議長選出
6. 議事

第1号議案	平成28年度事業報告
第2号議案	平成28年度決算・監査報告
第3号議案	規約改定（案）
第4号議案	平成29年度事業計画（案）
第5号議案	平成29年度予算（案）
第6号議案	役員改選
第7号議案	その他

《添付資料》

岩手地区まちづくり基本構想  
公民館と地区センターの比較表  
くらしのサポートチラシ

7. 議長降壇
8. 閉会のあいさつ

以上

# 第1号議案 平成28年度事業報告

## 平成28年度事業報告

2年間の活動年度の最終年となる28年度の活動は、「まち協」「公民館（体育推進員、青少年育成協力推進員）」「社会福祉協議会」の全ての事業をまち協と連合自治会（自治会長の皆さん）を車の両輪として構成団体（運営委員、専門部員の皆さん）の協力を得て展開してきました。

そうした中で、新たな取り組みである農地・水・環境保全組合との提携による「ホタル祭り」、社会福祉協議会との連携による「生活支援サービス・岩手まち協くらしのサポート」を着実に進めることに加えて、垂井町が進める「公民館」から「地区まちづくりセンター」への移行にも対応せざるを得ないと言う課題もありました。

1年間を振り返った時、連合自治会、運営委員、専門部員、体育推進員、青少年育成協力推進員の皆さんの多大な協力と地域の皆さんの積極的な行動があって、まち協の活動が成り立っていることを改めて実感するものです。

新たな事業である「ホタル祭り」については、菁莪塾による「ほたる観察」に加えてポスターやチラシ配布による広報活動、草刈りやLED照明による会場の整備、バザーの展開などにより成功裏に終わることができました。岩手地区内に限定した広報活動でしたが地区外から来場された方もあり、岩手のホタルを多くの皆さんに知って頂くことができました。

反面、もう一つの新たな事業である「生活支援サービス・岩手まち協くらしのサポート」についてはその必要性を問い直されている状況となっています。26名のサポーター（ボランティア）登録を得て、チラシの全戸配布2回、自治会毎の回覧チラシ1回、まち協だよりへの掲載など広報活動を展開しましたが、サポートの依頼は2件にとどまっています。活動主体の在り方や活動の手法など抜本的な見直しが必要と考えています。

大きな課題であった「公民館」を「地区まちづくりセンター」への移行については、垂井町の3月議会において承認され、4月1日をもって移行することが確定しました。

なぜ公民館を廃止するのか、地区まちづくりセンターに移行する必要性やメリットはと言う素朴な疑問について明確な答えが示されない中での移行となり、忸怩たる思いが残ります

が、行政、議会の判断であり受け入れざるを得ません。公民館事業を代行しつつ、地域課題に取り組む「まちづくり協議会」から、地区まちづくりセンターの1利用団体である「岩手地区のまちづくり協議会」として、公民館事業から脱却し、どのような地域課題に取り組むが今後の大きな課題となります。

以下、28年度の主要事業について振り返ってみます。

## 1. 生涯学習事業

教養講座については8講座14回、スポーツ講座は1講座1回、子ども教室（菁莪塾）はこども生け花教室を含めて10講座22回の開催となり、講師やボランティア、保護者の皆さんなど関係者を含め、延べ1200名を超える参加がありました。

## 2. 地域ふれあい事業

夏祭り、運動会、文化祭、ホテル祭りは、芸術文化部、スポレク部、環境整備部、体育推進員、青少年育成協力推進員、農地・水・環境保全組合の皆さんが中心となり、運営委員の皆さんや小学校（PTA）の皆さん、商工会などの協力を得て実施され、多くの皆さんの参加を得ることができました。

芸術文化祭では、伊吹自治会、伊富岐神社の御協力を得て、神楽の獅子頭、障壁彫刻を展示して頂きました。こうした試みを継続して、地域の文化財を知る機会としていきます。

こうした事業の推進にあたって北中学校生徒のボランティアの果たした役割も大きなものがあります。夏祭りのバザー、運動会や文化祭での放送係や器具係、舞台の設営など、地域の皆さんと一緒に活躍してくれました。

青少年育成地域づくり推進事業は、青少年育成協力推進員会が核となり、北中学校の地区長やボランティアがラジオ体操大会、環境整備事業、青少年健全育成地区民大会、あじさい道路・花壇の整備に取り組んでくれました。

青少年健全育成地区民大会は、約120名の参加を得て、小中学生の体験発表、青少年育成協力推進員会の活動報告、お楽しみ会として初めての「風船太郎のバルーンショーと風船教室」「半兵衛汁のふるまい」など多くの子供達の楽しいひと時となりました。

巡り合い事業は、平成26年度から岩手地区の独身男性の結婚活動（婚活）を援助することを目的として、まち協の副会長3名が中核の実行委員として企画運営を担当して、5回のイベントを計画し、28年度は「来てよきてきて出会い婚」イベントを2回実施しました。

これまでの4回のイベントで10組のカップルが生まれ、一定の役割を果たしたと評価できますが、このイベントを実施するための労力や費用対効果などを考えた時、これからもまち協の事業として継続することが妥当かを見極める時期に来ていると考えています。

岐阜県内では、多くの市町村が行政の事業として実施をしていることから、垂井町が実施主体として取り組むべきと働きかけ、まち協としての取り組みを縮小していきたいと考えています。

### 3. 協働のまちづくりの推進を図る事業

安心安全のまちづくり活動、文化財整備事業、広報活動が主要な活動です。

安心安全の活動については、社会福祉協議会の指導の下に災害図上訓練（ハグ）、避難所運営ゲーム（ディグ）を実施しましたが、「くらしのサポート」や「ふれあいサロン」に関する課題が不十分なものとなっています。地域の大きな課題である、様々な安心安全に関わる課題に対応するためとした組織改定が逆効果であったと反省し、健康福祉部を復活させるものとしします。

文化財整備事業は、例年通り7月、8月の二回、櫓門・菁莪記念館周辺、菩提山・逆さ杉ハイキングコース、菩提山城址の整備を運営委員と櫓門保存会、逆さ杉保存会、菩提山登山路愛護会と合同で実施しました。菩提山城址については菩提山登山路愛護会の呼びかけに応じて、随時環境の整備に取り組んでいます。

### 4. その他協議会の目的を達成するために必要な事業

毎月第4木曜日の定例役員会、主要行事に向けた5回の運営委員会、年間活動の企画や実施に向けた専門部会や実行委員会によってまち協の運営が進められています。

概ねタイムリーに会議を開くことができたと判断していますが、より活動の幅と深みを追及することも重要な課題であると考え、役員会として諸会議の活性化を図り、事業展開が、よりスムーズに進められるよう役員体制と専門部の見直しを図っていきます。

# 28年度 岩手地区まちづくり協議会の主な事業報告

	会議等	安心・安全部(健康福祉部)	子ども育成部	芸術文化部	
具体的事業	役員会(毎月第4木曜日) 運営委員会(5回)	災害図上訓練、交通安全対策 自主防災隊の連携、災害時の要支援者対応 こども見守り活動 社協との連携による見守りネットワークの協化 生活支援サポート 一人暮らしの高齢者家庭訪問、給食サービス 要支援者マップの作成 生き生きふれあいサロンの普及 赤ちゃん育児相談	子ども教室(菁莪塾)、 子ども会活動の支援 小学校留守家庭児童教室支援 ラジオ体操大会 青少年健全育成地区民大会 中学生の地域貢献活動支援	夏祭りの企画運営 芸術文化祭の企画運営 教養講座、歴史講座5回 特別講座	
4月	7日(木)⑬ 13日総会資料印刷 17日岩手まち協総会 役員会① 28日役員会② 各専門部会	子ども見守り活動 22日給食サービス 19日サポーター会議			4月
5月	26日役員会 11日2050推進会議	子ども見守り隊 14日安心安全部会 26日給食サービス	7日子ども育成部会	22日芸術文化部会 28日薬膳料理教室①	5月
6月	23日役員会	13日給食サービス 16日シニアはつらつ教室(老人会と共催) 日災害図上訓練 子ども見守り活動	4日菁莪塾①歴史学習6年 11日菁莪塾②(ホタル観察)	4日撮影勉強会 20日芸術文化部会 6/4～6/13フコソケツ 30日レザークラフト	6月
7月	28日役員会 3日文化財整備作業 3日運営委員会①	子ども見守り活動 16日サポーター会議	2日菁莪塾③(科学工作) 17日ラジオ体操大会 ハイパス明神湖清掃 30日菁莪塾④(あゆつかみ)	8日料理教室	7月
8月	25日役員会 21日運営委員会②	子ども見守り活動 28日垂井町防災訓練	6日菁莪塾⑤(星空観察) (雨天13日)	14日夏祭り 27日芸術文化部会	8月
9月	22日役員会 24日町民運動会	子ども見守り活動	3日菁莪塾⑥エコ工作		9月
10月	23日婚活 27日役員会 10日運営委員会③ 19日2050推進会議	子ども見守り活動 21日給食サービス	子ども育成部会 1日菁莪塾⑦(料理教室)	10/14・21・28包丁研ぎ教室 20日芸術文化部会 28日料理教室③	10月
11月	19日芸術文化祭準備 20日芸術文化祭 24日役員会	子ども見守り活動 18日長寿食教室(老人会共催) 28日給食サービス		11日歴史勉強会 19日芸術文化祭準備 20日芸術文化祭	11月
12月	22日役員会	子ども見守り活動 15日シニアはつらつ教室(老人会共催) 16日給食サービス	3日菁莪塾⑧ (秋の木の美工作)	10日「歴史と文化」総会 12日料理教室 17日しめ縄作り教室 21日園芸教室	12月
1月	25日役員会	子ども見守り活動 19日シニアはつらつ教室(老人会共催) 26日給食サービス 27日サポーター会議	子ども育成部会 28日地区民大会準備 29日地区民大会		1月
2月	4日地区民大会準備 5日地区民大会 22日役員会	子ども見守り活動 23日給食サービス	4日菁莪塾⑨(そば打ち)	13日料理教室(そば打ち) 岩手の歴史と文化を守る会	2月
3月	19日婚活 5日運営委員会⑤ 22日役員会	子ども見守り活動 6日災害図上訓練 22日給食サービス	17日子ども育成部会		3月
		健康講座月1回 (健康福祉課)			

# 28年度 岩手地区まちづくり協議会の主な事業報告

	スポレク部	体推	環境整備部	青推	その他	
具体的 事業	町民運動会の企画運営 スポーツ講座 春秋スポーツ・レクリエーション行 事の企画運営	住民の健康増進	農地・水・環境保全組合との連携 環境美化デー 文化財整備事業、観光対応事業 蛸が育つ環境の維持・啓蒙、 ほたる祭りの企画運営	青少年の健全 育成		
	スポーツ講座 生涯スポーツの振興		中学生の地域貢献活動支援 青少年の健全育成に関わること			
4月			24日菩提山城跡登山道整備	22日青推役員会	24日菩提山城跡整備 菩提山城登山路愛護会	4月
5月	17日スポレク部会	7日体推① 22日町スポレク祭	9日環境整備部会 (あじさい花壇整備) 22日環境整備部会	7日あじさい花壇整備 29日地区長会、花植 え 青推②		5月
6月	5日ウォーキング大会 中止	5日ウォーキング大会中 止 26日町体推研修会	11日ホテルまつり	11日青推あじさい花壇観 察		6月
7月	29日スポレク部会		3日文化財整備事業① 17日ラジオ体操大会後の バイパス明神湖清掃	3日青推③ あじさい花壇整備 17日青推④ラジオ体操 大会・看板作り・地区 長会		7月
8月	21日スポレク部会 (運営委員会後)		7日環境美化デー 21日文化財整備事業②	14日青推夏祭り 地区長 あじさい花壇整備		8月
9月	3日スポレク部・体推合同会 議 24日運動会	3日体推 24日運動会				9月
10月	9日ドッジビー教室① 16日・26日秋のスポーツ大会	1日体推③ 9日ドッジビー講座 16日秋のスポーツ大 会	29日アジサイ道路整備	29日花苗植え		10月
11月			あじさい花壇整備	芸術文化祭(地区長) あじさい花壇整備 日青推④		11月
12月		11日町一周駅伝				12月
1月						1月
2月		4日体推④	19日アジサイ道路整備	4日地区民大会準備 5日地区民大会 (地区長)		2月
3月						3月

# 第2号議案 平成28年度 決算・監査報告

## 一般会計

自:平成28年 4月 1日

至:平成29年 3月31日

### 1 収入の部

項目	予算額	決算額	摘要
前年度より繰り越し	190,936	190,936	
垂井町交付金	2,106,000	2,106,000	垂井町より
助成金	340,000	340,000	岩手連合自治会より
補助金	315,500	315,500	垂井町より
補助金	200,000	200,000	青少年健全育成町民会議より
補助金	100,000	100,000	社会福祉協議会より
雑収入	564	81,210	貯金利子・祝儀・参加費等
計	3,253,000	3,333,646	

### 2 支出の部

項目	予算額	決算額	摘要
人件費	500,000	506,453	
事業費	1,100,000	1,295,890	
文化財整備費	90,000	47,512	
広報活動費	50,000	34,992	
会議費	80,000	73,930	
事務局費	571,000	504,710	
保険料	150,000	119,960	
青少年団体等活動費	515,500	515,500	子ども教室 青少年育成推進事業 青少年育成協力推進員会 体育推進員会
地域福祉事業費	100,000	100,000	
予備費	96,500	0	
計	3,253,000	3,198,947	

### 3 残高の部

(収入) (支出) (残高)  
3,333,646 - 3,198,947 = 134,699



# 特別会計

自:平成28年 4月 1日

至:平成29年 3月31日

## 1 収入の部

項 目	金 額
前年度より繰り越し	1,031,167
書籍・半兵衛グッズ販売	85,000
利息	100
計	1,116,267

## 2 支出の部

項 目	金 額
テント1張り	143,640
丸椅子	21,924
綿菓子機	59,554
かき氷機	46,538
竹中半兵衛顕彰会助成(ガイドブック)	50,000
計	321,656

## 3 残高の部

(収入)            (支出)            (残高)  
1,116,267 - 321,656 = 794,611

会 計

水野 裕次 (印)

高木 茂彦 (印)

### 監 査 報 告

平成28年度の一般会計、特別会計の決算書および会計簿、預金通帳、領収書、その他の関係書類を詳細に監査した結果、正確に記入され、相違ないことを認めます。

平成29年 4月 6日

監事 柏 重利 (印)

監事 児玉 勝利 (印)

# 第3号議案 規約改定(案)

## 岩手地区まちづくり協議会規約改定(案)

(名称)

第1条 本会は、岩手地区まちづくり協議会(以下「岩手まち協」と言う)と称する。

(事務所)

第2条 岩手まち協の事務所は、~~岩手地区公民館~~岩手地区まちづくりセンター(垂井町岩手608-2)に置く。

(構成)

第3条 岩手まち協は、岩手地区に在住、在勤し、岩手地区において活動する自治会および各種団体(以下「構成団体」と言う)に加入している人をもって構成する。

2 前項の各種団体は、別に定める基準により役員会が認定する。

(目的)

第4条 岩手まち協は、岩手地区の住民、垂井町議会及び垂井町との協働のもと、~~岩手地区公民館(以下「公民館」と言う)を「核」とした~~ **岩手地区まちづくりセンターを拠点として**地域コミュニティを形成し「岩手地区の絆」を強め、豊かで住みよく安心して暮らせる幸福度の高い自主・自立した岩手地区づくりを目的とする。

(事業)

第5条 岩手まち協は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 岩手地区の発展と安全・安心なまちづくりのための事業
- (2) 岩手地区のふれあいを深める事業
- (3) 垂井町議会及び垂井町との協働のまちづくりの推進を図る事業
- ~~(4) 公民館との協働事業~~
- (4) 生涯学習事業
- (5) その他、岩手まち協の目的を達成するために必要な事業

(組織)

第6条 岩手まち協は、前条の事業を行うために次の組織を置く。

- (1) 総会

- (2) 運営委員会
- (3) 役員会
- (4) 専門部会

(役員、委員等)

第7条 岩手まち協に次の役員、委員（以下「役員等」と言う）を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 ~~4~~1名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 事務局次長 ~~2~~1名
- (5) 執行役員 6名**
- ~~(6)~~ 6 会計 1名
- ~~(7)~~ 7 監事 2名
- ~~(8)~~ 8 運営委員 会長委嘱人数
- ~~(9)~~ 9 顧問 会長委嘱人数

- 2 前項の役員等の内、4号の事務局次長については、総会の承認を得て**増員又は置かないことができる。**

(役員等の選出)

第8条 役員は、第3条1項に定める構成員から選出するものとする。

- 2 会長は、岩手地区連合自治会の推薦を受けた者を総会に提案し、その承認を得なければならない。
- 3 副会長、事務局長、事務局次長、**執行役員**、会計、監事は、推薦委員会の推薦を受けた者を総会に提案し、その承認を得なければならない。
- 4 前項の推薦委員会は、7名構成とし、委員は運営委員会で選出する。
- 5 運営委員は、役員会が必要と認める構成団体から推薦を受けた者及び~~岩手地区公民館長（以下「館長」と言う）から推薦を受けた者を~~、会長が委嘱する。
- 6 顧問は会長が推薦し、役員会の議を得て、会長が委嘱する。

(役員等の任務)

第9条 会長は岩手まち協を代表し、その運営を統括すると共に全ての責任を負う。

- 2 ~~副会長は会長を補佐すると共に、専門部長として専門部を統括する。~~  
~~(1) 役員会において、副会長より筆頭副会長を選任し、筆頭副会長は会長事故ある時、その職務を代行する。~~  
**副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。**
- 3 事務局長は、岩手まち協の事務局を主宰する。

4 事務局次長は事務局長を補佐し、事務局長事故あるときは、その職務を代行する。

#### **5 執行役員は専門部会を担当する。**

~~5~~6 会計は岩手まち協の出納、経理事務を掌理する。

~~6~~7 監事は岩手まち協の監査事務を司る。

~~7~~8 運営委員は岩手まち協の運営及び事業活動を円滑に遂行する。

~~8~~9 顧問は、会長の求めに応じ会議に出席し、必要な助言を行う。

(役員等の任期)

第10条 第7条1項1号から~~6~~7号の任期は、2年（総会から翌々年の総会まで）とする。但し、再任は妨げない。

2 第7条1項~~7~~8号から~~8~~9号の任期は、1年（総会から翌年の総会まで）とする。但し、再任は妨げない。

3 役員に欠員が生じた場合は、第8条の定めには拘わらず、役員会の議を経て、運営委員会の承認を得て補充することができる。

4 補充役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(総会)

第11条 総会は、岩手まち協の最高決定機関であり、役員及び構成団体から選出された者、~~館長から指名された者~~（以下「代議員」と言う）をもって構成し、毎年1回定期総会を開催する。

但し、会長が必要と認めた場合及び運営委員の2分の1以上の要請があった場合には、臨時総会を開催することができる。

2 構成団体から選出される代議員は、それぞれ2名とする。

2名の内、1名は、自治会においては自治会長、各種団体においては、その団体の代表者（会長など）とする。

構成団体の代表者が岩手まち協の役員に就任している場合は、代表者の代替代議員を選出・派遣しなければならない。

~~3 館長が指名する代議員は、体育推進員、青少年育成協力推進員、スポーツ推進委員、まち協が認定したクラブ代表者会議から、それぞれ2名とする。~~

~~4~~3 総会の議長は、代議員の中から選出する。

~~5~~4 総会は、代議員の過半数の出席（委任状を含む）で成立し、出席者の過半数によって議決する。但し、可否同数の場合は議長がこれを決する。

~~6~~5 総会は、次の事項を審議決定する。

(1) 事業計画及び事業報告

(2) 予算及び決算、会計監査報告

- (3) 役員等の選出・承認
- (4) 規約の制定・改廃
- (5) その他、重要な事項

(運営委員会)

第12条 運営委員会は、総会で決定された事業計画を執行すると共に、総会に次ぐ決定機関として、第7条で定める役員等及び専門部長で構成し、会長が必要と認めた時に招集する。

- 2 運営委員会は、総会で決定された事業計画を推進するための行事計画及びその予算、決算、その他必要な事項を審議する。
- 3 運営委員会の議長は、会長とする。
- 4 運営委員会は、運営委員の過半数（委任状を含む）の出席で成立し、その議事は、出席者の過半数によって議決する。但し、可否同数の場合は役員会がこれを決定する。
- 5 会長は、必要に応じ、学識経験者などを運営委員会に参加させ、助言を得ることができる。

(役員会)

第13条 役員会は、総会で決定された事業計画の執行権限及び責任を有し、会長、副会長、事務局長、事務局次長、**執行役員**、会計、監事で構成し、会長が必要と認めた時に招集する。

- 2 役員会は、岩手まち協の運営及び事業計画等の方針を協議し、必要な事項を総会または運営委員会に提起する。
- 3 役員会の議長は、会長とする。

(専門部会)

第14条 岩手まち協に次の専門部を置く。

(1) 安心・安全部

**(2) 健康福祉部**

~~(2)~~ **3** 子ども育成部

~~(3)~~ **4** 芸術・文化部

~~(4)~~ **5** スポーツ・レクリエーション部(スポレク部)と改称

~~(5)~~ **6** 環境整備部

- 2 専門部は、役員会が指名する構成団体が推薦する者により構成する。
- 3 役員会から指名を受けた構成団体は、1～2名の専門部員を選任し、事務局長へ届け出るものとする。
- 4 専門部に次の役員を置く。
  - (1) 部長 1名

(2) 副部長 若干名

- 5 部長は**執行役員(主に副会長)**が、副部長は自治会長が務めるものとする。
- 6 部長は、部会を主宰する。
- 7 副部長は部長を補佐し、部長事故あるときは、その職務を代行する。
- 8 専門部は、部長が招集し、事業計画に基づき所管事項の具体的な事業の企画及び執行にあたる。
- 9 専門部の所管事項は別に定める。

(会計)

- 第 15 条 岩手まち協の経費は、垂井町からの交付金・補助金、岩手地区連合自治会からの補助金、寄付金及びその他の収入を持って充てる。
- 2 岩手まち協の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。
  - 3 岩手まち協の会計処理は、別に定める会計規則による。

(事務局)

- 第 16 条 岩手まち協の円滑な運営を行うため、事務局を設置する。
- 2 事務局に、運営委員会の承認を得て、事務員を置くことができる。

(規則・細則・要綱等)

- 第 17 条 この規約に定めるものの他、規則・細則・要綱等必要な事項は、会長が役員会の議を経て運営委員会に諮って定めることができる。

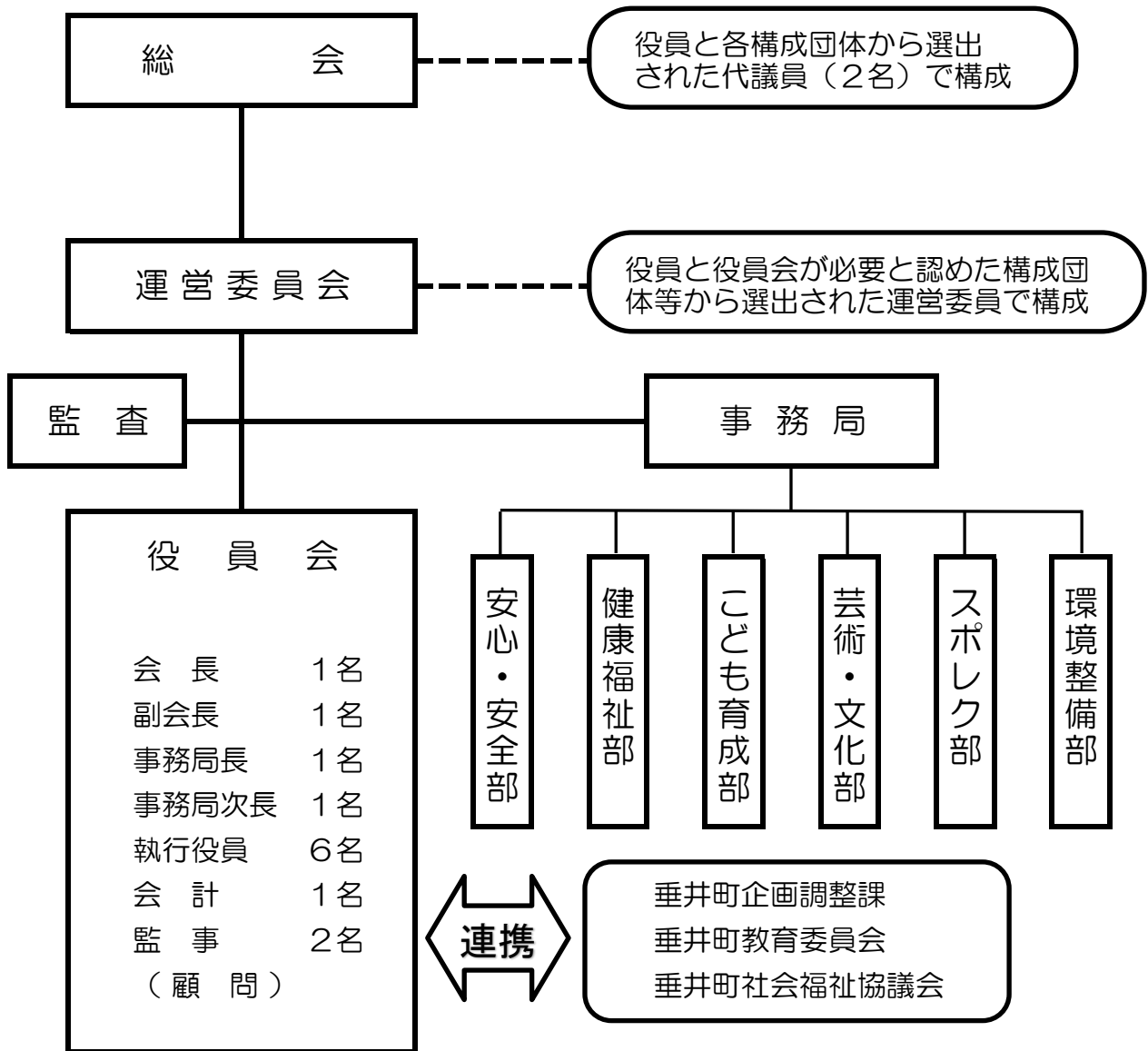
附則

- 1 この規約は、岩手まち協の設立総会（平成 24 年 12 月 2 日開催）の承認を得て制定・施行される。  
しかしながら岩手まち協が予算を確保して本格的に活動を開始するのは、平成 25 年 4 月 1 日以降となることから、設立総会から平成 25 年度の総会までは、本格的な活動開始に向けた準備期間となる。  
よって設立総会で選出される役員任期は、第 10 条の規定に拘わらず、平成 25 年度の総会までとする。  
そのため、準備期間中は、規約の全てを施行するものではなく、設立総会で決定された活動に限定して、この規約を適用するものとする。
- 2 この規約は平成 25 年 4 月 21 日に一部改訂し全面施行する。
- 3 この規約は平成 27 年 4 月 19 日に一部改訂し全面施行する。
- 4 この規約は平成 29 年 4 月 16 日に一部改訂し全面施行する。**

以上

# 岩手地区まちづくり協議会組織図

平成29年4月16日



- 構成団体 (順不同)**
- 岩手地区にお住いの皆さんは、下記の団体を通じて全ての皆さんがまちづくり協議会の構成員です。
- |        |          |             |          |
|--------|----------|-------------|----------|
| 東大石自治会 | 谷自治会     | 伊吹自治会       | 五明自治会    |
| 西大石自治会 | 川原自治会    | 長畑自治会       | 下町自治会    |
| 宮之前自治会 | 菩提田町自治会  | 南長畑自治会      | 漆原自治会    |
| 南漆原自治会 | 老人クラブ連合会 | 福祉推進員会      | 竹中半兵衛顕彰会 |
| 北中学校   | 消防団      | 農地水環境保全組合   |          |
| 小学校    | 民生・児童委員  | 歴史と文化を守る会   |          |
| 幼保園    | 商工会      | 子ども会・育成会    |          |
| 交通安全協会 | スポーツ少年団  | 青少年育成協力推進員会 |          |
| 体育推進員会 | スポーツ推進委員 | クラブ・サークル連絡会 |          |

# 専門部の所管事項

## 専門部活動の運営要綱

1. 専門部は、構成団体で組織し、構成団体間の連携・調整を図り、相互の活動が容易になるように努めるものとする。
2. 部長は、必要に応じて部員以外の、構成員及び外部の有識者の参加を求めることができる。
3. 部長は、事業を円滑に推進するため、必要に応じて他の専門部と協議し、合同で会議を開くことができる。
4. 専門部が企画運営する事業（活動）について、構成団体は積極的に協力しなければならない。

## 専門部の所管事項

専門部名	所 管 事 項	具 体 的 事 業（活動）
安心・安全部	防災、防犯、交通安全に関すること 児童生徒の通学時の安心・安全に関すること 青少年の非行防止に関すること	こども見守り活動 交通安全対策 自主防災隊の連携について、災害時の要支援者対応
健康福祉部	一人暮らしの高齢者との交流に関すること 高齢者・障害者の生きがい活動に関すること 生活支援サービスに関すること 育児支援に関すること 災害時の要支援者対応に関すること	社協との連携による見守りネットワークの強化 一人暮らしの高齢者家庭訪問、給食サービス 要支援者マップの作成、くらしのサポート 生き生きふれあいサロンの普及 カフェサロンの展開、赤ちゃん育児相談
こども育成部	青少年の健全育成に関すること こども体験活動に関すること 子育て支援活動に関すること	子ども教室（薔莪塾）、子ども会活動の支援 小学校留守家庭児童教室支援、ラジオ体操大会 青少年健全育成地区民大会 中学生の地域貢献活動支援
芸術・文化部	文科系講座の企画運営 クラブ活動に対する支援 歴史・文化の保存継承に関すること	夏祭り、芸術文化祭の企画運営 教養講座、歴史講座
スポレク部	町民運動会に関すること スポーツ・レクリエーション行事に関すること ニュースポーツの推進に関すること スポーツ系講座の企画運営	町民運動会の企画運営 スポーツ講座 春秋スポーツ・レクリエーション行事の企画運営
環境整備部	環境美化活動に関すること 自然環境の保全に関すること 道路・河川などの生活環境に関すること ごみ減量化、リサイクルに関すること	農地・水・環境保全組合との連携 環境美化デー 文化財整備事業、観光対応事業、ほたる祭り 中学生の地域貢献活動支援



## 専門部の構成 平成29年度

自治会は1年毎に1自治会が下段の専門部へ移動するローテーションを行う。○印の自治会長が副部長を担当する。二つ以上の専門部を担当する構成団体（アンダーライン）は、代表者、運営委員以外の者を派遣することができる。

安心・安全部	○五明自治会、下町自治会、消防団、中学校、中学校PTA、小学校、小学校PTA 老人クラブ（男性）、交通安全協会	9
健康福祉部	○漆原自治会、南漆原自治会、福祉推進員、民生児童委員、老人クラブ（女性） 幼稚園、幼稚園保護者会	7
こども育成部	○東大石自治会、宮之前自治会、民生児童委員、中学校、中学校PTA、小学校、小学校PTA 青少年育成協力推進員、子ども育成会	9
芸術・文化部	○菩提田町自治会、谷自治会、西大石自治会、歴史と文化を守る会、文科系クラブ代表 商工会、竹中半兵衛公顕彰会	7
スポーツ部	○南長畑自治会、川原自治会、体育推進員(2)、スポーツ推進委員、スポーツ少年団、スポーツ系クラブ代表	7
環境整備部	○長畑自治会、伊吹自治会、農地・水・環境保全組合、 <u>青少年育成協力推進員、商工会、消防団</u> <u>歴史と文化を守る会、竹中半兵衛公顕彰会</u>	8

## 運営委員会の構成

役員、顧問、自治会長、中学校、中学校PTA、小学校、小学校PTA、幼稚園、幼稚園保護者会、商工会、農地・水・環境保全組合 消防団、老人クラブ、歴史と文化を守る会、民生児童委員、体育推進員、青少年育成推進員、スポーツ推進員、クラブ・サークル代表 交通安全協会、子ども育成会、福祉推進員会、竹中半兵衛公顕彰会	役員を派遣している構成団体は、その役員が運営委員を兼務することができるものとする。
--	---

## 第4号議案 平成29年度事業計画(案)

### はじめに

岩手まち協が発足して6年目、第3期目の活動年度を迎えます。

新たな役員体制のもと、向こう2年間の初年度として基本計画（添付資料参照）に基づいて事業計画を策定し活動を展開することになりますが、私たちを取り巻く環境は大きく様変わりしました。

公民館から地区まちづくりセンター（以下「地区センター」と言う）へ移行し、垂井町の所管部署も教育委員会から町長部局である企画調整課に変わり、私たち岩手まち協も地区センターの1利用団体となりました。

更に、体育推進委員会や青少年育成協力推進委員会は、その委員が、教育委員会から委嘱を受けることとなり、地区センターの利用団体と位置付けられると共に岩手まち協の1構成団体となります。

体育推進委員会や青少年育成協力推進委員会、子ども教室（菁莪塾）、青少年育成地域づくり推進事業は、教育委員会の所管であり、法律や条令に基づかない新たな協力関係を構築しなければなりません。

地区センターは『地域コミュニティの醸成、生涯学習の推進及び福祉の推進のために、その地域に住む人々が、みずからの知恵と力で解決していくための地区まちづくり活動の拠点施設』であり、公民館のように事業を行うことはできません。

岩手まち協は、地区センターの1利用団体ではありますが、このように大きな環境変化の下にあっても、地区センターを拠点として『住む人の、心がふれあい、ひびきあう「まち」岩手地区』のスローガンの下に集まった諸団体の皆さんと共に地域の絆を深め、活性化を図っていく役割を担っていくことが求められていることは言うまでもありません。

岩手まち協は、地域自治の推進母体である連合自治会と手を取りあって、4年間の活動の成果と課題に正対し、より良い地域づくりに取り組んでいきます。

### まち協は、地域づくりの役割を担う中核として活動します

昨年度までまち協の多くの事業は、公民館と共催するという形態でしたが、今年度からは、まち協と構成団体（連合自治会や学校、PTA、農業団体、体育推進委員会、青少年育成協力推進委員会など）との連携・共催という形態が多くなることが予測されます。

垂井町や垂井町社会福祉協議会との連携は言うまでもなく、まち協は地域づくりの中核であることを自覚し、全ての事業を、まち協と連合自治会（自治会長の皆さん）が車の両輪となって、全ての構成団体（運営委員、専門部員の皆さん）の協力を得て活動を展開します。以下に具体的な活動を提案します。

## 平成 29 年度の主要事業

本年度の主要事業は次の通りとし、地域の皆さんに行事やクラブ活動への参加を幅広く呼び掛ける宣伝活動も積極的に行っていきます。

〈主要事業の行事日程は別紙を参照〉

### 1. 生涯学習事業

- (1) 一般教養講座
  - ① 歴史と文化を学ぶ  
(史跡等の現地学習も行い、史跡と文化を学ぶ)
  - ② 料理教室
  - ③ 園芸教室
  - ④ しめ縄づくり教室
  - ⑤ クラブ・サークルと連携して新講座の開設に努める
  - ⑥ 特別教室（レザークラフト、包丁研ぎ、パソコン等）を開設し、クラブ・サークルの新設を目指す
- (2) スポーツ講座  
スポレク部及び体育推進委員会で在り方を検討する
- (3) 地域子ども教室（菁莪塾、子ども生け花教室）

### 2. 地域ふれあい事業

- (1) ホタル祭り（農地・水・環境保全組合と共催）  
岩手地区以外への広報、イベントの充実を図る
- (2) 岩手地区めぐりあい事業  
独身男性の婚活支援（合同お見合い会等）を推進する
- (3) スポーツ・レクリエーション事業（体育推進委員会との連携）  
ウォーキング、グランドゴルフ、ドッジビーなどの軽スポーツ大会
- (4) ラジオ体操大会
- (5) 夏祭り（盆踊りを中心）
- (6) 岩手地区運動会（小学校運動会と町民運動会を小学校と共催）
- (7) 芸術文化祭（小学校と共催）
- (8) 青少年育成地域づくり推進事業（青少年育成協力推進委員会との連携）
- (9) カラオケ教室やカラオケ大会（老人クラブと共催）
- (10) モーニングカフェの開設（地区センターのロビーで）
- (11) クラブ（サークル）活動  
クラブ活動の成果を地域の皆さんと共有するための作品展示会を地区センターのロビーで開催することを模索する

### 3. 協働のまちづくりの推進を図る事業

#### (1) 安心・安全のまちづくり活動

- ① 災害図上訓練などを行い、災害発生時の対応力を強化します
- ② 自治会や自主防災隊と連携して要支援者マップを作製します
- ③ 子ども見守り活動を充実します
- ④ 社会福祉協議会と連携し地域見守りネットワークを充実します  
生活支援サービス「くらしのサポート」の利用拡大を図ります

#### (2) 文化財等整備事業

櫓門周辺、逆さ杉、菩提山城址、菩提山・逆さ杉ハイキングコースなどの整備事業を進めます

#### (3) 広報活動

##### ① まち協だよりの発行

毎月発行することを大切にし、活動報告やトピックスの紹介、講座への参加呼びかけ、クラブ紹介・参加呼びかけなど、まち協の広報宣伝活動の核とします。

##### ② 岩手地区の紹介DVD作成に向けて、役員会を中心に検討を進めます。

##### ③ 垂井町のホームページ上に「協働のまちづくり」というアイコンが設けられ、その中に「岩手まち協のページ」が設定されています。これを有効に活用して「岩手まち協」を外部へ発信していきます。インターネットで「岩手地区まちづくり協議会」と入力して検索すると、開くことができます。

#### (4) アンケート結果の活用

これまでに実施したアンケート結果を踏まえ、まち協の様々な活動に反映していきます。

### 4. その他協議会の目的を達成するために必要な事業

役員会、運営委員会、専門部会などの諸会議を適切に配置して、事業展開がスムーズに進められるよう努めます。

また、地区センターが集いの場となるようロビーの整備を継続して行っていきます。

## 平成29年度・岩手まち協主要行事予定（案）

実施予定日	曜	行 事 名	内容、参加者、関連会議など
4月16日	(日)	29年度総会	まち協構成団体(各団体代議員2名)
4月23日	(日)	菩提山城登山路等整備	連休に向けて登山路・城跡等の整備清掃
5月		専門部会	各専門部の活動を協議
5月13日	(土)	菁莪塾① 授業日	地域歴史学習(6年:小学校)
6月 4日	(日)	春のスポーツ大会	住民 ウォーキング大会(スポレク部・体推)
6月 日			住民 グランドゴルフ大会(スポレク部・体推)
6月10日	(土)	菁莪塾②	ほたる観察(小学生希望者:地区センター)(こども育成部)
6月5日~15日		岩手地区ほたる祭り ほたる祭りイベント(10日)	住民 川原集会所・岩手川(川原橋~清水橋周辺) (環境整備部を中心としたホタル祭り実行委員会)
7月 1日	(土)	菁莪塾③	科学工作(2年:小学校)
7月 2日	(日)	文化財整備事業	まち協運営委員 菩提山、逆さ杉、陣屋跡、菁莪記念館等の環境整備を 保存会などと合同で行う(環境整備部)
		運営委員会	ラジオ体操大会、夏祭りについて
7月16日	(日)	ラジオ体操大会	住民 ラジオ体操(こども育成部)
7月29日	(土)	菁莪塾④	鮎つかみ(小学生希望者:川原集会所) (こども育成部・青推)
8月26日 雨天10月28日	(土)	菁莪塾⑤	星空観察(小学生希望者:地区センター・岩手小運動場) (こども育成部)
8月14日	(月)	夏祭り	住民 盆踊等(芸術文化部を中心とした夏祭り実行委員会)
8月20日	(日)	文化財整備事業	まち協運営委員 菩提山、逆さ杉、陣屋跡、菁莪記念館等の環境整備を 保存会などと合同で行う(環境整備部)
		運営委員会	町民運動会について
9月 2日	(土)	菁莪塾⑥ 授業日	岩手川自然観察(3・4年岩手川)
9月23日	(土)	町民運動会	住民 (まち協運営委員・小学校・スポレク部・体推)
10月 7日	(土)	菁莪塾⑦ 授業日	親子料理教室(5年:小学校)
10月 9日	(月)	運営委員会	芸術文化祭について
10月15日	(日)	秋のスポーツ大会	住民 トッチビー・グランドゴルフ等大会(スポレク部・体推)
10月 日		巡り合い事業	来てよ♡きてきて! 出会い婚
11月19日	(日)	芸術文化祭	住民 (まち協運営委員・小学校・芸術文化部)
12月 9日	(土)	菁莪塾⑧ 授業日	秋の木の実工作(1年:小学校)
12月10日	(日)	運営委員会	青少年健全育成地区民大会について
2月 3日	(土)	菁莪塾⑨	そば打ち(6年希望者:小学校)
1月28日	(日)	青少年健全育成地区民大会	住民 (まち協運営委員・こども育成部・青推)
2月 日	( )	拡大役員会(必要に応じて)	役員・専門部長・関係者
3月 4日	(日)	運営委員会	29年度の反省

- ・役員会を月1回行う。(原則毎月第4水曜日)
- ・一般教養講座、特別講座、スポーツ講座、地域子ども教室(菁莪塾)等を計画推進していく。  
(菁莪塾は小学校・PTA・青推と連携して進める。)
- ・まち協では、各専門部が中心となって計画立案実行する。実行に当たっては運営委員が協力する。

# 第5号議案 平成29年度 予算(案)

## 一般会計

自:平成29年 4月 1日

至:平成30年3月31日

### 1 収入の部

項目	金額	適用
前年度より繰り越し	134,699	
垂井町交付金	2,104,000	垂井町より
助成金	340,000	岩手連合自治会より
補助金	140,000	垂井町より
補助金	200,000	青少年健全育成町民会議より
補助金	100,000	社会福祉協議会より
雑収入	50,000	預金利息,参加費等
合計	3,068,699	

### 2 支出の部

項目	金額	適用
人件費	500,000	役員手当、報償費
事業費	1,200,000	夏祭り、運動会、文化祭、スポーツ大会、各講座等
文化財整備費	70,000	文化財整備(櫓門周辺・菩提山城・逆さ杉・菁莪記念館等)
広報活動費	40,000	まち協だより、意識調査等
会議費	80,000	総会、役員会、専門部会等のお茶、等
事務局費	520,000	消耗品費、備品費、通信費等
保険料	130,000	傷害保険料
青少年育成事業費	340,000	子ども教室・青少年育成推進事業
地域福祉事業費	100,000	
予備費	88,699	
合計	3,068,699	
費用項目間の流用は役員会の承認を得て行うことができるものとします		

岩手まち協の人件費(年間手当)

会長 22万円 副会長 2万円、事務局長 3万5千円、事務局次長 2万円

執行役員 1人当たり1万5千円、会計 1万円、監事 1人当たり1万円

運営委員など報償費 8万5千円

# 特別会計

自:平成29年 4月 1日

至:平成30年3月31日

## 1 収入の部

項 目	金 額
前年度より繰り越し	794,611
書籍・半兵衛グッズ販売	70,000
利息等	10
計	864,621

## 2 支出の部

項 目	金 額
缶バッジ (200個)	40,000
半兵衛ストラップ(100個)	40,000
次年度へ繰り越し	784,621
計	864,621

## 第6号議案 役員改選

平成 29～30 年度の役員候補

参 考

会 長	鈴 木 準 二 (南漆原)	地区センター長
副会長	高 見 明 正 (下町)	連合自治会長
事務局長	北 村 利 和 (谷)	センター員
事務局次長	高 木 茂 彦 (菩提田町)	センター員
会 計	片 岡 一 美 (五明)	連合自治会副会長
執行役員	中 川 泰 一 (長畑)	商工会
〃	松 岡 孝 浩 (伊吹)	消防団岩手分団
〃	北 村 生 貴 (谷)	民生児童委員
〃	岩 田 きよみ (谷)	半兵衛音頭振興会
〃	北 村 正 光 (下町)	岩手小学校 P T A
〃	工 藤 禎 士 (川原)	元岩手小学校 P T A
監 事	浅 野 美津子 (漆原)	元北中学校 P T A
〃	熊 崎 誥 一 (宮之前)	竹中半兵衛公頭彰会

以上

会長委嘱

顧 問 栗 田 利 朗 (漆原) 町議会議員



## 第7号議案 その他

# MEMO

# 添付資料

- ・岩手地区まちづくり基本構想
- ・公民館と地区センターの比較
- ・くらしのサポートチラシ



# 岩手地区まちづくり基本構想

## 地区まちづくり協議会設立の意義

岩手地区まちづくり協議会は、垂井町まちづくり基本条例に基づき、垂井町の指導の下に設立されました。

まちづくり協議会は、住民と行政(垂井町)との協働のもと、住民の参加と役割分担によって、責任ある主体的な「まちづくり」を推進することにより「豊かで住みよく、安心して暮らせる」地域を形成することを目的としています。

しかしながら、その実態は、国や自治体の財政が厳しい中で、従来であれば行政に要望したり苦情を言ったりする中で解決してきたものを、住民にできることは自らの手で解決を図らなければならないというものです。

行政の住民に対する押し付けということもできますが、私たちは、視点を変えて「行政にできない、まちづくりをやってやろう」「自分たちの町を、どこよりも良い町にしよう」と言う気概をもって取り組む必要があります。

そのことこそが、岩手地区の住民として、意義ある活動に繋がり、自らをも納得できる行動を起こすことができるのではないのでしょうか。「行政が目を見張る」そんな「まちづくり」を行っていきましょう。

## まちづくりの目標と将来像

私たちのまち「岩手地区」は、先人の労苦により受け継がれてきた美しい自然と、竹中半兵衛重治公や伊富岐神社の神楽、集落ごとの祭囃子、大石の花火など誇りが持てる歴史・地域文化があります。里山や岩手地区を流れる河川などの自然は、私たちに無限の恵みを与え続けてくれました。

このような自然や歴史・地域文化の良さを次の世代へと引き継いでいくことは、私たちの大切な役割です。

私たちが取り組む、まちづくりで一番大切なことは「何を行うか」ではなく「何のために行うか」であるといえます。それは「岩手地区に住む私たちが、いきいきと楽しく快適に暮らせるために行う」ことではないのでしょうか。

私たちは、次のような「まち」をめざし、岩手地区の良さを次の世代に引き継いでいきます。

**「まち」に住む人々の心がふれあい、優しさに包まれた「岩手地区」**

**「まち」に住む人々の心がひびきあい、いきいきと暮らせる「岩手地区」**

そのために、岩手地区の将来像(スローガン)を次のように設定します。

**住む人の、心がふれあい、ひびきあう「まち」岩手地区**

## まちづくりの柱

私たちの「まち」の将来像～住む人の、心がふれあい、ひびきあう「まち」岩手地区～に結び付けていく「まちづくりの柱」を次のように定めます。

### 1. 誰もが安心して笑顔で暮らせるまちづくり

私たちの「まち」は、豊かな自然に恵まれ、隣人を慈しむ人情いっぱいの住民が暮らす「まち」です。

しかしながら、人口の流出が続き、垂井町内で少子高齢化が最も顕著にみられる地区となっている中で、今一度「隣人を慈しむ人情いっぱい」の心情を高揚させ、誰もが安心して笑顔で、住み慣れた「まち」で子育てを行い、年老いていくことができる。住民同士が支え合い、高齢者や障がい者をサポートすることができる、そのような「まちづくり」が必要です。

近年、何の関わりもないのに子どもや青少年が傷つけられる、登下校の子ども列に暴走自動車が突っ込む、振り込め詐欺にみられるようなお年寄りを狙った犯罪などが、毎日のように報道されています。

また、東日本大震災・福島原発事故や各地で頻発するゲリラ豪雨による災害は、記憶に新しいことです。

私たちの町では、幸いにして大きな災害・被害は発生していませんが、東南海地震がいつ来てもおかしくないと言われているように、災害はいつやってくるか予測できないものです。また、交通事故なども「なぜ」という状況で発生します。安心・安全は生活の基本です。

地域の生活は地域の皆で守り、誰もが安心して笑顔で暮らせることができるまちづくりが必要です。

### 2. 次代を担う子ども達を育むまちづくり

少子化が進行するなかで、地域の将来を担い、地域で活躍する子どもや青少年を育成することが重要な課題となっています。

子ども達が様々な体験や経験をすることで、生涯学習の基礎を身につけると共に、自ら考え、自らの力で今後を乗り切る（自分の将来を切り拓く）力をつけることができます。青少年が、その誇りと責任について自覚をたかめるため、健全な青少年団体及びグループ活動を育成・支援することが必要です。

このような活動を通して、地域の大人たちがもっている様々な技術や知恵を引き継いでいくことによって、次代を担う子どもや青少年達が、ふる里に愛着をもつことに繋がり「まち」の活性化に繋がります。

### 3. 歴史と文化が薫る個性あるまちづくり

私たちの「まち」は、豊かな自然に包まれて、それぞれの集落に独特な芸能が伝えられると共に、竹中半兵衛重治公に象徴されるように歴史の薫りがあふれている「まち」です。

このような歴史と文化を次の世代に引き継ぐと共に、今を生きる人間として求められる一般常識・教養を高める場、趣味を楽しむ場を提供することも重要な課題です。

地域の歴史を発掘して発信すると共に、学んだ成果を披露する場も設定して多くの住民がふれあい、絆を深めることが個性ある「まち」に繋がります。

#### **4. 誰もがスポーツを楽しむまちづくり**

スポーツという言葉は、若者が「より早く、より高く、より強く」を求め、その成果を求める競技スポーツを連想しますが、平均寿命が延びる中で、人間としての一生を心身ともに健康に過ごすために「生涯スポーツ」という捉え方が広がっています。

私たちが取り組むスポーツは、健康で明るい人生を過ごすための「生涯スポーツ」です。老若男女、誰もが楽しめる軽スポーツを普及させることは、地域住民の体力づくり、体力維持に資することに繋がります。

そして、日頃の活動の成果を発揮する場としてスポーツを楽しむ機会を設け、住民相互のふれあいを深め「まち」の絆を強めます。

#### **5. 環境にやさしいまちづくり**

私たちの「まち」には四季折々の彩りをなす山や田畑があり、きれいな水が流れています。こうした自然は、私たちの大切な生活を支え、ときには、私たちの心を和ませてくれるなど、無限の恵みを与え続けてくれます。

このような素晴らしい郷土を、大好きな「まち」を未来に引き継いでいくために、環境保全・環境改善の取り組みは欠かすことができません。

また、歴史的遺産の環境を整備すると共に、そのことを広く発信して歴史と文化の「まち」の誇りをもち続けることも、私たちに課せられた命題です。

### **具体的な活動**

具体的な活動は、まちづくりの5つの柱に沿って、専門部とその所管事項を定め、専門部が立案した企画を「まちづくり協議会」に参加する自治会など構成団体が一丸となって進めます。

#### **5つの柱と専門部**

- ① 誰もが安心して笑顔で暮らせるまちづくり・安心・安全部・健康福祉部
- ② 次代を担うこども達を育むまちづくり・・・子ども育成部
- ③ 歴史と文化が薫る個性あるまちづくり・・・芸術・文化部
- ④ 誰もがスポーツを楽しむまちづくり・・・スポレク部
- ⑤ 環境にやさしいまちづくり・・・環境整備部

各専門部の所管事項、具体的事業（活動目標）は、別紙の通りです。

年度毎の活動は年次計画として提起します。

以上

# 公民館と地区センターの比較

項目	公民館	地区まちづくりセンター
法律、条例等	社会教育法 町立公民館の設置及び管理などに関する条例 町立地区公民館規則 協働のまちづくり推進規則 地区まちづくりセンター員就業規則	地区まちづくりセンターの設置及び管理等に関する条例 地区まちづくりセンターの設置及び管理等に関する条例施行規則 協働のまちづくり推進規則 地区まちづくりセンター員就業規則
名称	〇〇公民館	〇〇地区まちづくりセンター（通称は地区センター）
職員等	館長、主事、職員（地区センター員）、管理員 館長が公民館の代表	地区センター長、地区センター員2名、管理員 地区センター長が地区センターの代表
職員等の身分、任期	館長、主事共非常勤で任期2年 職員（地区センター員）は非常勤で任期1年 管理員は定めなし	地区センター長、地区センター員共非常勤で任期1年 管理員は定めなし
事業の実施	社会教育法22条に規定する事業、まちづくり基本条例に基づく協働のまちづくりの推進を図る事業（公民館事業）を行う 公民館事業の一部または全部を地区まちづくり協議会に行わすことができる	事業は実施しない 地区まちづくり協議会は、地区センターを利用する都度、使用許可申請を行う必要がある。
使用の許可	使用許可は公民館長	使用許可は町長（登録団体については地区センター長が専決）
使用制限	社会教育法23条に基づく規制 その要旨は、政治、宗教にかかわらないこと及び営利を目的とする事業を援助してはならないこと	政治又は宗教活動を行う恐れがあるとき 営利のみを目的として使用するとき
使用料金	社会教育法20条に基づく事業は、免除法の要旨は、市町村の住民のために、実際に活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行って住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与すること 免除の判断は館長	地区センター条例3条に「町長は、公益上特に必要があると認めるときは、免除できる」とされ、具体的には次の要件を規定 ・ 町及び町の機関が主催又は共催して使用するとき ・ 国及び地方公共団体が公益のために使用するとき ・ 減免団体の登録を受けた団体が使用するとき 免除対象となる、地区センター条例第3条の事業を実施する社会教育関係団体、社会福祉関係団体及びまちづくり関係団体は、事前に登録を受けなければならない。



# 公民館と地区センターの比較

項目	公民館	地区まちづくりセンター
体育推進員	公民館長委嘱	教育委員会委嘱が委嘱
青少年育成 協力推進員	公民館長委嘱	教育委員会委嘱が委嘱
所管部局	教育委員会・生涯学習課	町長部局・企画調整課まちづくりセンター
指定管理	条例に規定なし	条例に規定あり

## 地区センターへ移行するにあたって

### 減免団体について

まちづくり協議会、自治会、老人クラブ、民生児童委員、町立の学校、小中学校のPTA、子ども会・育成会、福祉推進員、社会福祉協議会、史跡などの保存会、スポーツ少年団、消防団、自主防災隊、体育推進員、青少年育成協力推進員、商工会、農林業関係の団体なども登録が必要。

岩手地区の団体が岩手地区まちづくりセンターで減免団体に登録しても、他地区の地区センターでは適用されない。  
 岩手地区の減免団体が他の地区センターを無料で使用する場合は、その地区センターに登録申請しなければならない。  
 垂井町外の団体でも減免団体に登録申請することはできる。（認定はケースバイケース）

### 利用料金の徴収について

有料で使用する場合は、まちづくりセンターへ出向き、手続きを取る必要がある。（地区センターでは徴収できない）

### 公民館から地区センターへ移行することの周知が必要

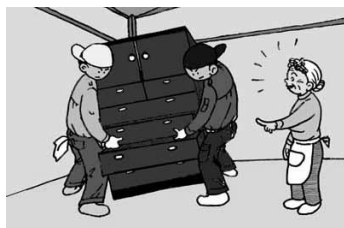
垂井町として今までどのような施策をとってきたのだろうか。  
 地域の皆さんに公民館が無くなることを周知するため、まち協だよりを活用する。

### 地区センターの使用制限について

地区センターでも貸館として塾（算盤や書道）や、喫茶コーナー、政治家の個人演説会を行うことはできない。

## 岩手まち協・くらしのサポート

# 暮らしの中の、小さな困りごと ちょこっと、お手伝いします!!



家具の移動



買物のお手伝い



電灯の交換



お掃除のお手伝い



お話の相手



庭の草取り



料理のお手伝い



重い物の搬出

## 小さな困りごとのお手伝いです。 困ったら、とてあえずお電話を!!

お問い合わせは「岩手まち協くらしのサポート」へ

電話番号 090-6801-4996 (コーディネーター直通)

0584-22-1007 (岩手公民館)

受付時間 平日の9時~12時 (午前中のみ)



岩手地区まちづくり協議会

# くらしのサポート利用にあたって

「岩手まち協くらしのサポート」は「住民が助け合う」と言う考え方にもとづいて、岩手地区の住民がお互いに支えあう活動です。

営利事業ではありません。趣旨をご理解いただき、利用して下さい。

## サポートの依頼にあたって、ご理解ください !!

- ① ご自分やご家族にできないことを頼みましょう。  
医療や介護にかかわることは、専門機関に依頼してください。
- ② サポーターの車に依頼者が同乗するサービスは、行いません。
- ③ サポートを利用する日までに、余裕をもって申し込んでください。  
申し込みは、利用を希望する日の3日前までです。
- ④ 活動時間は、1時間程度を目安としています。

## サポートの実施にあたって、ご注意ください !!

- ① 利用申し込みを受け付けた後に、事前調整のためコーディネーターやサポーターがお電話や訪問をさせていただくことがあります。
- ② サポーターは専門家ではありませんので、利用者さんと相談しながら活動します。過度な期待はしないようにお願いします。
- ③ 活動にあたって必要な道具などは、利用者さん宅のものをお借りして作業させていただきます。サポーターが持ち込むことはいたしません。
- ④ 買い物代行は、垂井町内に限ります。  
サポーターが自家用車を利用する場合にはガソリン代の実費として1回につき100円を頂きます。
- ⑤ サポーターに湯茶の接待はしないでください。

## 次の休日はサポートを、お休みいたします。

- ① ゴールデンウィーク（4月29日～5月5日）
- ② お盆休み（8月13日～16日）
- ③ 年末・年始（12月29日～1月3日）

**岩手は半兵衛の故郷**

**住む人の、心がふれあう、**

**ひびきあう「まち」岩手地区**

**皆で、盛り上げよう**

